

○茨城県霞ヶ浦環境科学センター映像展示コーナー等整備業務委託に係るプロポーザルの公募に関する説明書

公募に参加する者は、下記事項を熟知しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義があるときは、下記1（4）に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、参加後仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公募に付する事項

(1) 業務名称

茨城県霞ヶ浦環境科学センター映像展示コーナー等整備業務

(2) 業務内容

茨城県霞ヶ浦環境科学センター映像展示コーナー等整備業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期限

平成30年1月31日（水）まで

(4) 履行場所

〒300-0023

茨城県土浦市沖宿町1853番地

茨城県霞ヶ浦環境科学センター

電話：029-828-0961 FAX：029-828-0967

所属メールアドレス：kasumigaura@pref.ibaraki.lg.jp

(5) 委託費等上限額

17,100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 担当部局

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県生活環境部環境対策課水環境室

電話：029-301-2968 FAX：029-301-2969

所属メールアドレス：kantai@pref.ibaraki.lg.jp

3 参加資格

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- (6) 過去5年間に於いて同種又は類似の業務を受託した経験を有する者であること。

4 現地確認及び説明書等に関する質問

(1) この公募に参加しようとする者（以下「提案者」という。）は、以下の期間に必要な応じて履行場所等の現地確認を行うこと。また、説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問すること。

ア 現地確認期間

公告の日から平成29年9月1日（金）午後4時まで

イ 質問受付期間

公告の日から平成29年8月28日（月）午後4時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

ウ 質問受付先

茨城県霞ヶ浦環境科学センター

エ 方法

質問受付先FAX（029-828-0967）に送信すること。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

平成29年8月29日（火）午後4時まで

イ 方法

質問及び質問に対する回答を茨城県霞ヶ浦環境科学センターホームページに掲載する。

(<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/seikatsukankyo/kasumigauraesc/index.htm>)

5 参加意思表示

提案者は、郵便又は持参により、プロポーザル参加意思表示書等を各1部提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加意思表示書（様式1）

イ 参加資格の要件をすべて満たす旨の宣誓書（様式2）

ウ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

エ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類するもの

オ 法人格のない団体にあつては、代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合は、外国人登録証明書の写し）

カ 茨城県税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書

キ 直近3事業年度の事業報告書及び決算書

(2) 提出期限

平成29年9月1日（金）午後4時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(4) 提出先

1 (4) の履行場所に同じ

(5) 資格審査結果通知

参加資格の合格・不合格について審査し、平成29年9月4日（月）午後4時までに、証明書等審査結果通知を送付する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

6 プロポーザルの提出

提案者は、郵便又は持参により、プロポーザル提案書等を各6部提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ア プロポーザル提案書(様式3)
- イ 会社概要(様式4) [A4版1枚以内]
- ウ 業務実績(様式5) [A4版1枚以内]
- エ 業務推進体制及び担当予定者の経歴(様式6) [A4版1枚以内]
- オ 企画提案書(様式7) [A3版①～④を合わせて5枚以内]
 - ①展示の基本的な考え方
 - ②提案及びその効果
 - ③展示配置図
 - ④イメージ図
- カ 業務推進スケジュール(様式8) [A3版1枚以内]
- キ 概算見積書(様式9) [A4版1枚以内]
- ク 展示維持管理費概算(様式10) [A4版1枚以内]

(2) 提出期限

平成29年9月14日(木)午後4時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(4) 提出先

1(4)の履行場所に同じ

(5) 留意事項

- ア プロポーザルの提出は、1法人等につき1件とする。
- イ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- ウ 提出された書類の内容は変更することができない。
- エ 提出された書類等は返却しない。
- オ 5の参加意思表明後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。

7 選考

(1) 選考方法

選定は、プロポーザル審査会において、提出書類及びプレゼンテーションに基づき、総合的に審査し、採用を決定する。採否については、審査後通知する。

(2) プレゼンテーションの実施

- ア 実施日
平成29年9月20日(水)
- イ 時間、会場等
参加資格審査に合格した提案者に別途連絡する。
- ウ プレゼンテーションは非公開とする。また、追加提案の説明及び追加資料の配布は認めない。

(3) 審査結果の通知

審査後、速やかに結果を通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

8 審査基準（プロポーザルの評価項目等）

評価項目	評価事項
1 業務実施方法及び手法等	(1) 基本コンセプトに合致しているか (2) 展示内容の更新が容易な内容か (3) 新しさや面白さを感じられる内容か (4) 子どもにも分かりやすい内容か (5) 既存展示物を有効活用し、なおかつ調和がとれた内容か (6) 団体での見学に対応できる内容か (7) 安全面の確保、バリアフリーに配慮しているか (8) イニシャルコストは適正か (9) ランニングコストは適正か（メンテナンスは容易か） (10) 工程計画は妥当か
2 会社の業務実績	(1) 同種又は類似の実績
3 業務の実施体制	(1) 担当者 ア 専門分野等の適切性（学歴・職歴等） イ 類似性の高い業務の経験（業務経歴） ウ その他評価すべき事項（取得特許等の状況等）
4 その他	(1) 上記の評価内容以外の評価に相当する提案

9 受託候補者選定後の手続き

受託候補者として選定された旨の通知を受けた者（以下「受託候補者」という。）は、受託期間中に実施する事業の計画を記載した事業計画書及び見積書を提出し、県の承認を得ることとする。

なお、県は、事業計画書の承認にあたっては、既に提出された企画提案書等の内容を基本とするが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、受託候補者との協議により、企画提案書の内容の一部変更した上で、事業計画書の再提出を求めることがある。この場合において、受託候補者との協議が整わなかった場合は、当該計画書は不承認とし、次点者と協議を行うものとする。

10 契約書の締結

- (1) 県は、9の受託候補者選定後の手続きにおいて提出された事業計画書を承認し、受託候補者から徴した見積書の額が、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内であることを確認したときは、同規則に定める随意契約の手続きにより、契約を締結する。
- (2) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。

11 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

12 契約条項及び支払条件

別紙「契約書（案）」のとおり。

13 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (2) 書類等の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。